

## 子育て支援員（仮称）の従事要件等の整理

参考資料5

事業	事業内容	保育従事者等	子育て支援員	職員の配置
小規模保育（A型）	保育を必要とする乳幼児を保育することを目的とする施設（利用定員が6人以上19人以下であるものに限る。）において、保育を行う事業。	保育士	保育士	保育士。
小規模保育（B型）		保育士 保育従事者 （市町村長が行う研修を修了した者）	保育士 保育従事者 〔子育て支援員（共通研修＋保育コース）〕	半数以上は保育士。
小規模保育（C型）		家庭的保育者 〔認定研修＋市町村長が行う研修を修了した者〕 家庭的保育補助者 （市町村長が行う研修を修了した者）	家庭的保育者 〔認定研修＋子育て支援員（共通研修＋保育コース）〕 家庭的保育補助者 〔子育て支援員（共通研修＋保育コース）〕	家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下。
家庭的保育	乳幼児を家庭的保育者の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業。	家庭的保育者 〔認定研修＋市町村長が行う研修を修了した者〕 家庭的保育補助者 （市町村長が行う研修を修了した者）	家庭的保育者 〔認定研修＋子育て支援員（共通研修＋保育コース）〕 家庭的保育補助者 〔子育て支援員（共通研修＋保育コース）〕	家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下。
一時預かり	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。	保育士 保育従事者 （市町村長が行う研修を修了した者）	保育士 保育従事者 〔子育て支援員（共通研修＋保育コース）〕	半数以上は保育士。
		保育士と見なされる保育従事者 （家庭的保育者と同等の研修を修了した者）	保育士と見なされる保育従事者 （家庭的保育者と同等の研修を修了した者）	※ 1日当たり平均利用児童数3人以下の施設においては、家庭的保育者と同等の研修を受けた者を保育士と見なすことができる。
事業所内保育（20人以上）		保育士	保育士	保育士。
事業所内保育（19人以下）		保育士 保育従事者 （市町村長が行う研修を修了した者）	保育士 保育従事者 〔子育て支援員（共通研修＋保育コース）〕	半数以上は保育士。
ファミリー・サポート・センター		アドバイザー 提供会員 （市町村長が行う研修を修了した者）※24時間以上の研修を修了した者が活動を行うことが望ましい	提供会員 〔子育て支援員（共通研修＋保育コース）〕	/
放課後児童クラブ	小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、その保	放課後児童支援員 補助員	放課後児童支援員 補助員	職員は2人以上配置することとし、うち1人以上は有資格者とする。

	護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。		[子育て支援員(共通研修+放課後児童コース)]	
乳児院・児童養護施設		補助的職員	補助職員 [子育て支援員(共通研修+社会的養護コース)]	
地域子育て支援拠点	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他必要な支援を行う事業。	専任の職員	専任の職員 [子育て支援員(共通研修)]	
利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業	専任の職員	専任の職員 [子育て支援員(共通研修+相談援助コース)]	